



申 13 号

労働協約違反を是正し、組合費控除を正しく取り扱うために、
新たなシステム導入などの対策を求める申し入れ 2月6日提出!

JR東労組は、新JINJREシステム導入による組合費控除の取り扱いが変更になることに伴い、2021年9月17日にJR東日本会社と新たに「労働組合が行う共済事業の掛金及び組合費等の賃金控除に関する覚書」を締結してきました。団体交渉の中でJR東労組は「組合費控除の変更は、組合員の基本給を把握するため活動に大きな支障が出ること」「金銭的な支障も発生すること」「今までのシステムで問題がないことから従来通りにすること」「控除方法の変更は会社の都合であることから組合費控除の変更は納得感がないこと」と主張し、会社は「組合費をどう決めるかは会社としてコメントする立場でなく、貴側から提示された金額を控除していく」「新しい覚書に則り会社が責任を持って控除していく」と回答し締結しました。

しかし、2021年10月以降、大宮地本や八王子地本のエルダー組合費の未控除や2023年年末手当では首都圏本部所属組合員の未控除が発生しました。この事態で、組合員に多大な迷惑がかかり、当該地本や中央本部はその対応に追われ、大きな労力を費やしました。中央本部から本社へ抗議と調査を依頼し、2023年12月5日、会社から「12月4日に正しく年末手当分の組合費を振り込んだ」「組合員にも適正な年末手当を支給した」との連絡がありました。また会社から、JR東労組『緑の風NEWS』No. 52に記載している「労働協約にも反し」の文言に対して「会社は労働協約通りに控除を履行した」と抗議とも受け取れる連絡がありましたが、その後組合費の未控除が発生しました。これらの事態は、労働協約違反であり、労使議論が履行されなかったことであり、覚書の根幹が揺らぐ事態と指摘せざるを得ません。

会社の都合で今までのシステムを変更し「責任を持って控除する」と回答しながらも、未だに改善されずに、度重なる誤控除が発生している事態は、労働協約違反です。覚書締結前のシステムの導入を検討するなどの対策を強く求め、団体交渉を行っていきます!

1. 2023年度年末手当において、組合費が控除されなかった協約違反の原因を明らかにすること。
2. 組合費控除に関し、労働協約違反を是正し、会社が責任をもって正しく控除する対策を講じること。

組合員の皆さんの利益を守り抜くために、
会社の労働協約違反の是正を求めています!